

改正

平成27年3月31日規則第20号

平成29年3月31日規則第21号

令和元年6月25日規則第14号

熊谷市社会福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。第6条において「法」という。）の施行に関し、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設立認可申請書等)

第2条 省令第2条第1項の申請書は、社会福祉法人設立認可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 省令第2条第4項の規定による報告は、社会福祉法人財産移転完了報告書（様式第2号）により行うものとする。

(定款変更認可申請書)

第3条 省令第3条第1項の申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書（様式第3号）によるものとする。

(定款変更届出書)

第4条 省令第4条第2項の届出書は、社会福祉法人定款変更届出書（様式第4号）によるものとする。

(解散認可等申請書)

第5条 省令第5条第1項の申請書は、社会福祉法人解散認可（認定）申請書（様式第5号）によるものとする。

(解散届出書)

第6条 法第46条第3項の規定による届出は、社会福祉法人解散届出書（様式第6号）により行うものとする。

(合併認可申請書)

第7条 省令第6条第1項の申請書は、社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）（様式第7号）
又は社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）（様式第8号）によるものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成29年3月31日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第14号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。